

東北防衛局の職員の旅行命令等の権限の再委任に関する達を次のように定める。

平成26年 3月31日

東北防衛局長 中村 吉利

東北防衛局の職員の旅行命令等の権限の再委任に関する達

(目的)

第1条 この達は、防衛省所管旅費取扱規則（平成18年防衛庁訓令第109号。以下「訓令」という。）第3条第2項の規定に基づき、旅行命令及び旅行依頼を発する権限の再委任に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(旅行命令)

第2条 訓令第3条第2項に規定する旅行命令を発する権限の再委任を受ける者は、総務部長、企画部長、調達部長、三沢防衛事務所長及び郡山防衛事務所長とする。

2 訓令第3条第1項に規定する者及び前項に規定する者は、別表第1に掲げる職員に対して旅行命令を発するものとする。

(旅行依頼)

第3条 訓令第3条第2項に規定する旅行依頼を発する権限の再委任を受ける者は、三沢防衛事務所長及び郡山防衛事務所長とする。

2 訓令第3条第1項に規定する者及び前項に規定する者は、別表第2に掲げる範囲内において旅行依頼を発するものとする。

附 則

この達は、平成26年 4月 1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

旅行命令を発する者	旅行命令を受ける職員
東北防衛局長	東北防衛局の職員で、次の各欄に掲げる職員以外の者
東北防衛局総務部長	総務部の職員（部長、課長、報道官及び労務対策官を除く。）
東北防衛局企画部長	企画部の職員（部長、次長及び課長を除く。）
東北防衛局調達部長	調達部の職員（部長、次長、課長及び総括建設監督官を除く。）
三沢防衛事務所長	三沢防衛事務所の職員
郡山防衛事務所長	郡山防衛事務所の職員

別表第2（第3条関係）

旅行依頼を発する者	旅行依頼を受ける区分
東北防衛局長	東北防衛局に関して旅行依頼を行う場合
三沢防衛事務所長	三沢防衛事務所に関して旅行依頼を行う場合
郡山防衛事務所長	郡山防衛事務所に関して旅行依頼を行う場合